

市営住宅の明渡し検査及び原状回復等の費用の徴収に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定による検査（以下「明渡し検査」という。）及び明渡しの際入居者から徴収すべき原状回復のための費用等の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(徴収する費用)

第2条 入居者から徴収する費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入居者が原状に変更を加え、原状に復さない場合における原状回復に要する費用
- (2) 入居者が故意又は過失により損傷し、又は汚損した箇所の修繕に要する費用
- (3) 入居者が残置した動産の処理に要する費用

(徴収する項目及び金額)

第3条 徴収する項目及び金額は、別表のとおりとする。ただし、同表により難しい場合は、そのつど積算する。

2 前条第1号及び前項の規定にかかわらず、入居者が条例第22条第2項ただし書きの原状変更の承認を得たうえで、車いす専用住宅に次の各号に掲げる変更を行った場合については、市長は、その変更に係る原状回復の費用を免除することができる。

- (1) 和室（押入れ含む。）の段差解消
- (2) 浴室の洗い場に段差がある場合の浴槽のかさ上げ及び脱衣室の段差解消

(検査員)

第4条 条例第25条第1項に規定する市長が指定する者は、市営住宅所管課の職員及び京都市住宅供給公社の職員のうち市営住宅の管理を行うものとする。

(明渡し検査の立会い)

第5条 明渡し検査は、原則として市営住宅の入居者又は入居者の指定する者の立会いを求めて行うものとする。ただし、入居者が立会いを拒否した場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。